



# モニターだより

<みやぎ食の安全安心消費者モニターについて>

食と暮らしの安全推進課では、県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会をはじめ、県が実施する諸事業にご参加いただき、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けていただいております。

## 【 巻 頭 随 筆 】 「あんしんフード君」（共済制度）について

みやぎ食の安全安心推進会議委員（第6期）公益社団法人宮城県食品衛生協会 会長 渡邊 昭



モニターだよりの創刊号に、小金澤会長の「食の安全・安心は1セット」の中に、「食の安全・安心は生産者と消費者の相互理解と、お互いに理解できるわかりやすい情報の共有が前提になる。」という一文があります。私は事業者側としての立場からみましても、なるほど、と全面的には無理としても何かしら相通ずるものが考えられます。

私たち事業者（飲食店、鮮魚業者、菓子店、豆腐店、ホテル旅館等など、保健所からの営業許可を有するもの）は、消費者に対し、おいしいものを提供するのとは勿論ですが、根本となる自主衛生管理を推進しなければなりません。地区の食品衛生協会と食品衛生指導員との衛生指導（巡回指導）が徹底すれば、より食の安全安心に繋がると思っています。しかしいくら頑張っても油断は禁物、「食中毒」という危険が潜んでいます。事業者は衛生管理に万全を期して食品の提供をしていますが、もし万が一、食中毒を起こしてしまった場合、賠償金支払い等、誠実に対応する必要があるのは言うまでもありません。

そこで、役職柄、この紙面をお借りして当協会の取組みの1つをご紹介させていただく事をお許し願います。3年ほど前、年掛金1,700円の「食品営業賠償共済」に加入していたある業者が、250人余りの「O（オー）157」による食中毒者を出してしまいました。このケースでは「食品営業賠償共済」に加入しておりお客様に対する5千万円余りの賠償に速やかに対応することができました。

総合食品賠償共済の中に「あんしんフード君」というものがあります。それは、提供した飲食物は勿論ですが、「業務遂行・施設に起因する事故」、つまり、店舗で誤ってお客様にけがをさせたとか、「受託物に関する事故」、クロークで預かったコートを誤って汚損させたとか、いろいろなケースが想定されますが広く対応できる共済です。事業を継続するために自らの「休業補償金」も現実的に必要となり、こうした部分の補償もされるものもあります。

こうした共済には多くの事業者が既に参加していますが、当協会では、未加入者に強くお勧めしているところです。

## みやぎ食の安全安心推進会議委員になって

みやぎ食の安全安心推進会議委員（第6期）

私は、東松島市の専業農家です。お米と長葱を生産、販売しております。「安心・安全」が当たり前の今、生産者が宮城の「安心・安全」を支えていると錯覚しておりました。みやぎ食の安全安心推進会議の委員に委嘱され、会議に参加いたしまして、自分の錯覚に気がつきました。「食の安心・安全」は

宮城県農業士会指導農業士 大崎 早苗



生産者と消費者の相互理解と、お互い理解できるわかりやすい情報の共有が大前提である事を学びました。年に3回開催される推進会議では、委嘱された方々が、それぞれの立場から活発な意見を述べられます。委員の皆様の知識の豊富さと、食への関心の高さが窺え大変勉強になります。（次頁へ続く→）

また、消費者モニターの皆様の中から食品表示ウォッチャーを募集し、スーパー等に出向き、JAS法に基づく食品表示が適正になされているか調査・報告をする事業があります。この食品表示ウォッチャーに、100名の募集に対し、172名の応募があった事をモニターだよりで知り（平成

25年度）、宮城のモニターさんの「食の安心・安全」に対する意識の高さを痛感いたしました。

今年も米の栽培が始まっています。生産者として「安心・安全」でおいしいお米を消費者の皆様にお届け出来るよう頑張ろうと改めて思いました。



## 【報告】平成25年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会開催結果

去る平成26年1月29日（水）、宮城県行政庁舎2階第二入札室にて、平成25年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会を開催し、消費者モニターほか61名の方々が参加されました。今回の研修会は「食と放射性物質」をテーマに、消費者庁との共催で「食品中の放射性物質に関するコミュニケーション養成研修」の内容で開催しました。

研修では、消費者庁担当職員による「食品中の放射性物質に関する管理と評価の現状等について」の講座のほか、霧箱実験を含む東北大学大学院工学研究科教授による「放射性物質に関する基礎知識」の講義がなされました。霧箱実験では、参加者の方々に、一人一つずつ配られたキットを使って霧箱を作成していただき、肉眼で放射線の飛跡を見ていただきました。皆様は普段観察することのできない光景に、驚きや感動の声を上げられておりました。参加された方からは、とてもためになったとお声をいただいたほか、参加者アンケートの結果からも、今回の研修会が満足度の高いものとなったことが窺えました。



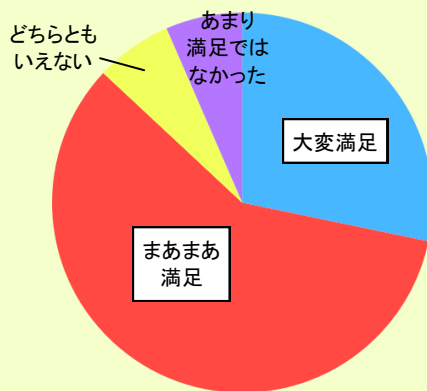
【霧箱を作成する様子】  
皆様とても熱心に取り組まれました。

今後も皆様の関心の高いテーマで研修会を行う予定です。ぜひご参加ください。

### 【参加者アンケートより】

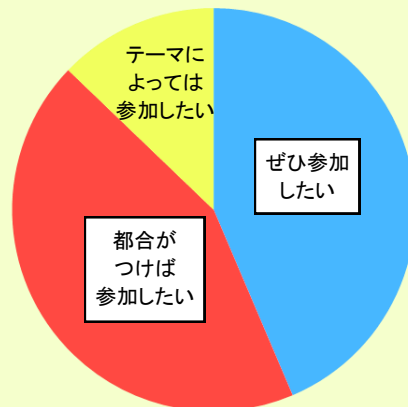
問「今回の研修会（研修会全体）について、感想をお聞かせください。」

大変満足・・・・・・・・・・13人  
まあまあ満足・・・・・・・・・・27人  
どちらともいえない・・・・・・・・・・3人  
あまり満足ではなかった・・・・・・・・・・3人  
不満・・・・・・・・・・0人

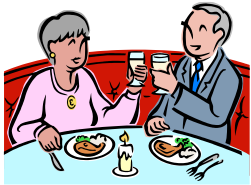


問「また参加したいと思いますか？」

ぜひ参加したい・・・・・・・・・・17人  
都合がつけば参加したい・・・・・・・・・・17人  
テーマによっては参加したい・・・・・・・・・・5人  
あまり参加したくない(できない)  
・・・・・・・・・・0人  
参加したくない(できない)・・・・・・・・・・0人



【食の安全安心基礎講座】第7回 景品表示法について



昨年10月、大阪の有名なホテルに端を発した、実際には表示と異なる食材が使用されていた問題では、メニュー等表示に対する消費者の信頼が大きく揺らぎました。ホテルやレストランなどの飲食店等で提供される料理等の表示については、食品衛生法やJAS法の対象ではなく、大きくクローズアップされたのが、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）です。

消費者なら、誰もがより良い商品・より良いサービスを受けられるよう普段何気なく商品選択をしております。

ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われていたり、過大な景品付き商品の販売が行われたりすると、消費者が誤った選択をし、実際には質の良くない商品やサービスを購入することで不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当な景品類から一般消費者の利益を保護するための法律が景品表示法です。

景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べるようにしております。

景品表示法が対象としている表示の範囲は実に幅広く、チラシやパンフレット、パッケージ、雑誌、新聞広告、ポスター、テレビやラジオ、インターネットのコマーシャルなどであり、飲食店におけるメニュー等の表示も対象となります。

今回このような不適正表示が発生した主な原因・背景として、消費者庁を中心とした関係省庁がまとめた結果、

- ①事業者による法令遵守等の意識の欠如
  - ②景品表示法の趣旨、内容の不徹底
  - ③行政の監視指導体制面の問題
- が挙げられております。

これらの反省を受け、個別事案に対して厳正に対処し、関係業界には表示適正化とルール遵守の徹底を指導しているほか、国における監視体制や、都道府県知事の権限強化に向けた景品表示法の改正が予定されています。

昨年12月には、「和食の食文化」がユネスコの世界無形遺産に登録されましたが、「日本の食」に対する国内外の消費者の信頼を回復するためにも、再びこのような不適正表示が発生させてはいけません。

県では、食品表示に関する情報提供や疑問、相談等を受け付ける食品表示110番を設置しております。

消費者モニターの皆さん、メニュー表示をはじめとする食品表示において、疑問やおかしな表示を発見したら「食品表示110番」まで是非ご一報・ご相談ください。

【食品表示110番】   

電話：022-211-2643

FAX：022-211-2698

メール：syokua@pref.miyagi.jp

【協力依頼】平成26年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート



県では毎年度、食の安全安心に対するモニターの皆様の意識を把握するため、みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査を実施しており、今年度も6月～7月頃の実施を予定しております。

皆様から御返送いただいたアンケート調査表は、分析を行って結果をまとめ、県のホームページに掲載するほか、関係機関に情報提供を行って今後の施策の参考とさせていただくこととしておりますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。



## 【報告】みやぎ食の安全安心取組宣言・新ロゴマーク交付式開催

去る4月22日（火），県庁18階レストランぴあにて，「みやぎ食の安全安心取組宣言」の新ロゴマーク交付式を行いました。

交付式では，食と暮らしの安全推進課長から，レストランぴあを運営する特定非営利活動法人福祉ネットABC代表理事に新ロゴマークが交付さ

れ，式の終了後にレストランぴあ店頭に掲示されました。



レストランぴあ  
店頭に掲示され  
たロゴマーク



## 【交付の様子】

右：食と暮らしの  
安全推進課長  
左：福祉ネット  
ABC代表理事

今回の交付式を皮切りに，今後新ロゴマークへの切替を順次進めてまいりますので，取組宣言者の店頭等を探してみてくださいね。

## 【報告】平成26年度宮城県食品表示ウォッチャー業務説明会開催

去る4月30日（水），県庁講堂で平成26年度「宮城県食品表示ウォッチャー」業務説明会を開催しました。

今年度は，100名の定員に対して154名の方からの応募があり，人口を基に定めた配置人数を超える応募のあった圏域については，未経験の方を優先した上で抽選を行いました。

説明会では，担当者から表示の見方の説明や業務を行うにあたっての注意点などが説明されましたが，参加者の方々はみな真剣な表情で聞き入り，正しい表示方法や調査報告書の記入方法などについて，積極的に質問をされていました。

ウォッチャーの方々には6～12月までの7ヶ月にわたり調査・報告をしていただきます。県では，ウォッチャーの皆様からいただいた報告をもとに表示の監視指導に努めてまいります。



## 「食品表示ウォッチャー」とは？

県から委嘱されたウォッチャーが，スーパーなどにおいて，販売されている食品の表示がJAS法に基づいて正しくなされているか調査して県に報告するもので，県では平成24年度から消費者モニターの皆様を対象に募集を行っています。

## 【編集後記】

初夏の風を感じるこの頃，皆様いかがお過ごしでしょうか。私は今年度のみやぎ食の安全安心消費者モニター制度を担当する小笠原です。

平成26年度が始まり，私は本制度の担当となって3年目，このモニターだよりの発行も今回で7回目を迎えました。今年度も初心を忘れることなく，皆様にモニターだよりを楽しんで読んでいただけるよう力を尽くしたいと思いますので，よろしく願いいたします。（小笠原）



## 【発行】

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課  
〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2643

FAX：022-211-2698

Eメール：syokua@pref.miyagi.jp

ホームページ：

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/>

